

露出症の少年に対する心理療法過程

川端 壯康*・菅原 正和**

The Psychotherapeutic Process of a Juvenile Exhibitionist

Takeyasu Kawabata, Masakazu Sugawara

本論文では、露出症の少年に対する心理療法の過程について報告する。対象少年は、幼児への公然わいせつ行為により保護観察に付され、その遵守事項においてカウンセリングを受けることが義務付けられていた。治療者は保護観察所からの依頼により、一対一の対話による心理療法を約半年にわたって実施した。治療過程を通じて、面接日を頻繁に変更したり無断で休んだりが多い上、連絡が途絶えることもあるなど、面接の枠組みが安定しなかったが、保護観察という法的な強制力をもった枠組みを利用することで、面接を継続することができた。面接においては、少年自身がよくわからないという、非行時の本人の心理状態を探ることと、少年が自己の心身の状態や感情を把握できるようになるためのかわりか中心となった。その結果、非行の背景に、対人関係によるストレスがあったことが明らかになるとともに、少年は、「ストレス」を感じているかどうかなど、自己の心身の状態等を把握できるようになるなどの改善が見られた。

キーワード：露出症、性非行、心理療法

1 はじめに

本論文では、公然わいせつ事件を起こした少年と心理療法を行った事例について報告したい。この事例は、保護観察中の少年に対し、保護観察所の依頼により心理療法を実施したものである。

現在、性犯罪に対する社会の関心の高まりを背景に、性犯罪者の処遇について整備が進んでおり、矯正施設においては、性犯罪者処遇プログラムを受けることが必要と判断された成人男性受刑者は、その受講が法的に義務付けられるようになり、また、社会内においても、性的な動機に基づいて犯罪を惹起した成人男性のうち、仮釈放中及び執行猶予付き保護観察中の者に対しては、特別遵守事項として性犯罪者処遇プログラムを受けることが義務付けられるようになってきている。

ただし、少年に対しては、成人におけるように専門的プログラムを受講することを義務付けるまでには至らず、少年院では、これまでの矯正教育の延長上に「問題群別指導」や「しよく罪指導」の形で、保護観察所においては、非行の態様、特徴的な問題性により類型化した上、その特性に焦点を合わせた処遇を実施するという類型処遇という形などで指導が行われている(例えば、奥田、2006；岸井、2004)。

本事例は、非行性が比較的進んでいないと判断されたことから、保護観察における指導に付

* 尚綱学院大学 講師

** 尚綱学院大学 教授

されており、保護観察所が外部の相談室に依頼する形で、一般的な心理相談の枠組みの中で性非行の治療が行なわれている。日本の性非行の現状は、針間（2001, p.17）が指摘するように、「表面化する性非行は氷山の一角であり」、多くの性非行が表ざたにならず、あるいは表ざたになっても司法の手にゆだねられることなく処理されていると推測される。また、事件が比較的軽微な性非行少年に対しては、成人に対する場合ほど処遇体制が整っていないように思われ、筆者の経験からしても、いずれかの社会内の相談機関がこうした事例を非行の初期の段階で扱うことが多いのではないかと考えられる。こうした現状を考慮するならば、今回、社会内において、一般のカウンセリングの枠組みで性非行少年を扱った本事例を報告することで、今後の同様の事例を扱う際の指針を提供するという意味があると考えられる。

2 性暴力としての公然わいせつ

「公然わいせつ罪」とは、刑法第174条に「公然とわいせつな行為をしたものは、6カ月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する」と定義されるものである。本事例の場合の「わいせつな行為」とは、幼児に自己の性器を露出したものであり、これは、精神医学的な分類では「露出症」に分類されるだろう。

一般に露出症というと、実害が乏しいといったイメージがあるようにも思われるが、実際には、より強い刺激を求めて行為が次第にエスカレートして危険な行為に至ることも少なくないなど、本質的には、より危険な性暴力と同じであると考えられる。こうしたことをRoss（1994）は、「性暴力加害の連続体」というモデルで説明しており、この考え方によれば、露出症は、性暴力における連続体において、被害者に対する直接的接触と攻撃性が低い段階であるといえることができる。

ここで、性暴力とは、同意の有無、対等性の有無、強要性の有無を判断の基準とした「他者の意思に反して性行為を強要すること」である。そして、その本質は、「性的欲求によるというよりは、攻撃、支配、優越、男性性の誇示、接触、依存などのさまざまな欲求を、性という手段、行動を通じて自己中心的に充足させようとする「暴力」である」とされる（藤岡、2006, p.15）。そして、性暴力少年のすべてが成人の性暴力者になるわけではないが、少年の性暴力行動は習慣性が強く、適切な介入と治療を受けさせないと、再犯を行う危険性が高いとされる（藤岡、前掲書、p.19）。

また、作田（2006, p.39）は、成人になっても露出癖が残る人のことを「自分の男性性が周囲から承認されず、自分に自信が持てない人かもしれない。」と述べており、露出症者の少なからぬ部分は仕事のストレスなどを抱えて苦悩していることが多いとしているが、これも、露出症が、性を手段として、ストレスを解消しようとする暴力であることを表しているといえよう。

こうした性暴力に対する治療・教育の内容は、おおむね研究者間で一致しており（藤岡、2006；針間、2001；Perry & Orchard, 1992）、例えば藤岡（2006）によれば、①加害行為に対する責任を負わせる、②被害者への共感を育てる、③再犯防止教育、④性の再教育、⑤情緒的・社会的成長を促進し社会適応力を向上させる、の5つが重要な構成要素とされ、特に①から③は専門的な治療・教育であるとされている。欧米等の性犯罪者処遇の先進国では、こうした内容について、対象者の再犯危険性等に応じた強度の治療を、最も再犯抑制の効果が高いと

される認知行動療法に基づいたプログラムによる処遇を行うのが一般的である（例えば、Knop, Freeman-Longo & Lane, 1997）。

3 事例の概要

（以下の事例に関する記述は、プライバシー保護の観点から、事例の本質にかかわらない範囲で、具体的事実を改変してある）

(1) 対象者

Aさん（以下、Aと略す）：18歳。高卒。営業職の会社員（本件時は、高校3年生）

(2) 本件

公然わいせつ。高校3年の冬、学校の帰りにパチンコをした後、電車までの時間があるからとぶらぶらしている際、小学校高学年の女兒数名の後をつけ、人気のない場所である犯行現場で「見える？」などと陰茎を見せた。

(3) 成育歴

家族：父母、妹（中学3年）、祖母、本人の5人家族

会社員の父親と、パートで働く母親の第1子長男として出生。5歳時、発育の悪さを指摘され、以後、高2年まで定期的に成長ホルモンの投与を受けている。小学時は、活発で外で遊ぶ子。中学時は、運動部に入部するが、練習が厳しかったため、途中で退部。反抗期はあまりなかったと本人は述べている（教師からの情報によれば、中学時のAは、明るく穏やかで、友人と楽しく過ごし、また、好奇心旺盛であったという。）。中学から、エロ本やビデオを見てマスターベーションするようになる。ビデオでは年上の女性のほうが興奮するという。高1時（公然わいせつの前）、セックスを経験。

高校入学後は、人見知りをするので、いろいろな学校からきた生徒に慣れるまで、かなり悩んだり気を遣ったりしたし、慣れた後も、ちょっとしたことで気を遣ったという。高2から始めたパチンコがストレス解消になっていたかもしれないとも述べている（教師からの情報によれば、授業や課題にはまじめに取り組んでおり、また、だれとも分け隔てなく付き合いことができ、友達が多かったということである。）。

本人によれば、「これまで7、8人の女性と交際した。同年齢か年上の相手が多い。交際は長くて7、8か月位で、あまり長続きしない。付き合っていて、関係が深くなると、嫌なところが目に付いて、気持ちがさめてきたりする。」「マスターベーションは、AVなどを見たりしながら、普通の性交場面を想像しながらしている」という。

高1時、自宅で入浴中に、祖母や妹に陰茎を見せながら裸で自宅を何度か歩き、祖母から注意された。本人はこれについて、「祖母に注意されたと思うが、どういう反応だったか覚えていない。その時の自分の気持ちもわからない。たまたま台所に祖母がいたから、見せただけ。」などと述べている。

高1の夏、友達3人とライターを万引きして、補導される。

高1の夏以降、自宅車庫前で待ち伏せしたり、（外から見える）自宅二階の廊下で全裸になるなどし、自宅前を歩く小学生女兒に陰茎を見せたことから、警察に通報されて取調べを受けた（事件送致なし）。本人は、「どうして、小学生に見せたいのか分からない。大人の女性には見せたい気持ちにはならない。学校から帰ってきて、何かしているとき、自宅前を歩

いている女兒を見て、瞬間的にやろうと思った。やるときは、ドキドキしていて、終わった後は、ばかなことをやったなと感じる。陰莖は勃起していた。」などと述べている。このとき、精神科クリニックに数か月間通院し、カウンセリングを受けたが、特に診断名は付かなかった。また、当時小学校6年生であった妹は、近所に噂が広まったことなどを苦にして、一時不登校になっている。

本件により家庭裁判所に係属されるが、動機等の面で専門的な精査の必要を認められ、在宅のまま少年鑑別所における心身鑑別を実施する在宅鑑別が行われた

(4) 在宅鑑別について

200X年6月中、1回半日の面接を2回実施した。

知能は「中」程度。法務省式人格目録では、「爆発」と「過活動」の項目が高く、「不安定」と「従属」がやや高いと出た。

在宅鑑別では、一緒に事件の原因を考えていくというスタンスを取ったが、事件の原因や、その時の気持ちや考えなどについて尋ねても、「分からない」、「覚えていない」など答えることが多かった。また、事件については、「ばかなことをした」、「(被害者に)悪いことをしたと思う」など真剣な様子で述べるが、突っ込んで尋ねても、それ以上は答えることができないなど、事件について後悔はしているものの、内省の深まりはないという印象を受けた。全体に、内面的な未熟さを感じさせられることが多かった。

アセスメントの結果、本人の性格について、「問題場面での対処スキルの乏しさ」、「自信の乏しさ」、「表面的な対人関係」、「がまん強さ」といった点が、性非行について、「不快感を処理する力が弱いため、強いストレス状況にさらされると、適切に処理できなくなる。そして、幼児という弱者を恐れさせることで、処理しきれなくなった不快感を発散しようとした」といったことがあると考えられた。また、Aの性非行は、現在のところ対人関係での強いストレスがかかった場面に限って現れていて、不快感解消の手段としてパターン化しているとまではいえないことや、本人に改善意欲があることから、比較的緩やかな枠組みの下、専門的な治療を受けさせることで改善可能であると考えられた。先に述べた問題点をAに伝えたところ、「言われてみれば、そういうところがあるかもしれない」など、否定はしないが、納得もできていないといった反応であった。

審判の結果、Aを保護観察に付す決定が下された。関係機関の間で調整が行われ、保護観察中に本人が守るべき事項である特別遵守事項に、「カウンセリングを受けること」という項目が含まれ、本人にとって、保護観察中は、(少年鑑別所で)カウンセリングを受けることが法的な義務とされた。

なお、保護観察官と少年鑑別所におけるAの相談担当である筆者は、連絡を取り合うが、違法行為が明らかな場合などを除き、面接の具体的内容は本人の了承なしには保護観察官にも明かさないというルールでカウンセリングを実施する旨を決め、本人にもその旨を伝えた。

4 事例の経過

面接は200X年10月から200X+1年3月まで、計9回実施した。

以下では、Aの発言を「」、治療者(以下、Thと略す)の発言を< >で示す。

1回目(200X年10月30日)17:30～18:15

最初に、カウンセリングでどういうことをやっていきたいかを問うと、「どうして事件を起こしたのか考えたい」と在宅鑑別時と同じことを答えた。そこで、Thが「そのことと、どうしたら同じ失敗をしないか、方法を考えていくことが目標になるのかと思う」と伝えると、Aは「はい」と同意した。

前回面接後に気づいたことなどあるか問うと、「(面接で) ストレスがたまっているのではと言われたが、そういうのがあったかなと思った」、「自分は、ストレスがたまるとか、あまり分からない」と述べた。職場の上司から数十分間も叱責されることがあったが、「こういうのをストレスというのかな」と思ったと述べた。

事件時、ストレスはあったか聞くと、「(就職を前に) 会社で何をするかとも分からず、ちゃんとやっていけるのか不安だった」と言う。友達や親には相談せず、「大丈夫と周りには言っていた。そう思いたかったというか」と言う。Thは、そうした感情に気付いてきていることを評価し、それがどうして性非行に向かったのか分かれば、対策も考えられるのではないかと伝えた。また、カウンセリングを受けさせられることが嫌ではないか尋ねると、Aは「『また同じことをやったらまずい』と思うから、嫌だとは思わない」と答えた。

最後に面接の枠組みを話し合った。面接は2週間に1回、50分とした。開始時間について、毎回仕事を休むのは難しいというので、Thは5時半開始を提案した(本来相談室は5時まで)が、Aは、その時間では仕事が終わらないと拒否した。そこで面接者が譲り、午後6時面接開始を提案すると、Aも同意した。また、予約をキャンセルするときは、電話で連絡するよう伝えた。

2回目(200X年11月14日) 18:20～18:50

当初面接日(11月11日)の開始時間を過ぎた午後6時30分ころキャンセルの電話があった。もう少し早い時間に電話してもらいたい旨を伝え、同じ週の金曜日(14日)に変更した。当日、午後6時10分ころ「これから向かう」という電話があり、同6時20分ころ相談室に到着。

開始時間について、午後6時は無理なのか尋ねると、「仕事の流れからして苦しい」と言う。面接者は迷ったが、午後6時15分からなら何とか来れるというAの言葉に乗り、午後6時15分から7時までに変更することを決意し、Aに伝えた。

最近の生活でストレスを感じることはあったかを聞くと、自分は悪くないのに上司に怒られたときに感じたと答えた。そのときの感じを尋ねると「不快感」、「頭や胸が少し重くなる感じ」と答えた。その不快感を10段階で評価すると「10(最大)」という。そうした感じは、その日はずっと続いたが、翌日になると忘れていたともいう。その感覚は事件のときもあったかを質問すると、「あったかもしれない」と答えた。「頭とか胸が重くなるような感じ」が似ているという。

Thが、それは『怒り』に近いのではないかと投げかけると、「ストレスと怒りが半々くらいです」と答えた。腹が立つと「結構言う方。がまんできない」と言う。そこで、最近腹が立ったことを聞いてみたが、ないと答えた。そこでは、例えばどんなときに怒るのかを聞くと、「彼女とけんかしたときとか」という。かなり激しい言葉をぶつけるそうである。

最後に面接の感想を尋ねると、「(指摘されることについて) そんな感じあるかもしれないかなと思った」と言うことである。次回までに不快感があったら、よく観察しておいて、また話し合おうと結んだ。

第3回（200X年12月9日）18:15～19:05

面接日に来所せず、翌日午後6時ころ、「今から行ってもいいですか」と電話があり、Aが面接日を間違えていたことが判明した。その日、6時半ころに着くので面接をしたいというが、時間外となるので断り、翌週の12月4日を約束した。

ところが、約束した日はThが不在であることに翌日気付いたので、Aに連絡し、12月3日に面接日を変更する旨、了承を得た。

3日の午後6時30分ころキャンセルの電話があった。そこで、2日後の5日に面接日を変更した。すると5日当日の午後6時ころ、仕事の都合で来られない旨の電話があった。そこで、12月9日に変更した。Thは、かなり頭にきてカリカリしていた。

12月9日、時間通り来所。キャンセルが多く、困る旨を伝えると、Aは、「昼休みはどうですか。確実に来られる」と強く提案してきた。Thは迷ったが、治療構造を頻繁に変えることはよくないと考え、その旨を伝えて、断った。本人は、はっきりしない表情ながら、承諾した。キャンセルの場合、これまでのように同じ週にずらすのではなく、翌週に面接日を設定すること提案すると、Aは、普通の様子で承諾した。また、来たくない気持ちがあるのではと尋ねたが、「来たくないというのは、ないですね」とはっきり答えた。

Aがイライラしているように感じられたので、＜ストレスとかありましたか＞と聞くと、「何かイライラして、ストレスかなと思うことはあったが、何だか思い出せない」、「胸がもやもやした感じ」と答えた。そこで、イライラについて丁寧に聞いていくと、「営業をやっていくこと。現在の職場は希望したところではなかった。営業は嫌と言っていたのに、高校の先生に『お前はここだ』と決められた。就職難だし、しょうがないとあきらめた」など説明するようになった。＜営業をやるのは、どう？＞と聞くと、「つらいですね」、「実は親にもまだ言ってないんですけど…」と告白が始まりそうになったので、Thは止めた。＜今、何か大きいことを言おうとしたように感じたが、僕の方は心の準備ができていない。自分でもう少し考えてみてくれないか＞と伝えると、Aは、苦笑いして告白をやめた。それから、Thが＜それは、営業がしんどいとか、それに関する事なのかな＞と遠まわしに聞くと、「はい」、「向いてないと思う」と答えた。それを『不快感』とすると、10段階でどれくらいかを聞くと「10ですね」と答えた。＜その不快感と、キャンセルとは関係あるのかな＞と聞くと、「カウンセリングすると、少しは気持ちが楽になる」と否定した。

第4回（200X+1年1月14日）18:40～19:05

面接日（12月16日）、連絡なく面接をすっぽかす。その後も、本人からの連絡がないので、翌年1月9日に担当の保護観察官に連絡し事情を説明し、本人に連絡することにした。その日の午後7時40分ころ、本人から電話があった。「観察官から連絡があった。いつ来たらいいですか」と強い調子で聞いてきた。面接者は、心配していたことを伝え、次回（1月13日）の約束をした。

面接日の昼前ころ、本人から、「夕方から仕事があることを忘れていた、今日だけ昼ではダメか」と連絡があった。面接者は、できないことを伝え、明日ではどうかと提案した。本人は、「面接に行かないと親に怒られる」と怒ったような調子で訴えてきたが、親から問い合わせがあれば説明する旨を伝え、翌日に面接を設定した。

面接に25分ほど遅刻したので事情を尋ねると、「道路が込んでいた」と恐縮した様子で述べ

た。Thは、7時まで時間をとっているの、残りの時間でやろうと伝えた。

Thは、<前の面接に来なかったが、そのことを話したい>と尋ねた。本人は、「言い訳になるんですけど、やっぱり仕事で」、「ただし、(面接に)来ないと、ここに来るのが自分の役目だから、悪いことをしているような気持ちになる」と答えた。電話しなかったのはどうしてかを尋ねると、忘れていたという。面接日だとは覚えていたのかを聞くと、覚えてはいたと言う。だが、連絡をしなかった理由は、「分からない」と言う。Thに対する八つ当たりのような気持ちがあるのではと問うと、「分からない」と答えた。

第5回 (200X + 1年1月27日) 18:17 ~ 19:00

時間通りに来所。前回の面接内容を振り返る中で、<面接に来なければという気持ちがある一方、何か別の気持ちもあったのかなとも思う>と投げかけると、「確かにそういう感じあったと思いますね。電話がしにくい。」と答えた。面接者は、<そうでしょうね。来たくないとか八つ当たりとか、そういうのってあると思うよ>と返すと、「そういう気持ちがあるから、電話しなかったんだと思う」とAも同意した。「確かに言われてみれば、そういう気持ちがあったと思います。」、「それを来なきゃいけないものだから、気付かなくしていた」と言うので、<そういうの、普段からよくあるの。>と突っ込んだ。本人は、はっとしたような表情をしたが、「あまりない」という答えであった。面接者は<事件のときにも、何か気付かなくしていた気持ちってないかな。>と投げかけたが、「特に思いつかない」という答えであった。ここで本人が、「(面接者から)何か言われると、そうなのかなと思ってしまう。」と言うので、面接者は、自分が話すことはあくまでも仮説なので、自分にピンとくるかどうかを基準にして考えてほしい旨を伝えた。

面接のキャンセルについて、Thはイライラ、疑問、心配が入り乱れてたのだが、ずっと取まった感じ、軽くなった感じがしたと伝えると、「自分もそういうのがあったんだと、軽くなりました」と答えた。

ここで面接者の転勤の話をした。おそらく4月からは移動になる可能性が高いと伝えた。本人は、驚いた様子であった。残り後4回くらい面接を実施することを同意した。

第6回 (200X + 1年2月12日) 18:20 ~ 19:05

時間通りに来所。Aは口が重く、話すのが嫌そうな様子であった。

話したいテーマを問うと、「何でこんなこと(事件)をしたのかということ」と言う。普段から、「ばーっと言いすぎるのがあって、後から、何でそんなことしたんだろうと思うときがある。止まらなくなる感じがあって、かなりひどく言ってしまう」という。何に対してそんなに腹が立つのか具体的に聞くが、Aは「分からない」と答えるばかりであった。

困惑し、手詰まり感を感じたThは話題を変え、高校1年時の風呂上りに性器を家族に見せた事件の経過を聞いていった。そのとき勃起していたというが、何を考えていたのか聞いても、「分からない。」と言う。<風呂を出て、(陰茎が勃起した状態で)祖母のところに行ったそうだが、祖母ということには意味があるのか、母親でも妹でもよかったのか>を聞いても、やはり「分からない」と言う。面接者は、本人の抵抗を感じたので、<何かブレーキが掛かってる感じがある。自分では感じないか?>と投げかけてみた。するとAは、「自分の中に、そういう抑えてる部分ありますね」と答えた。Thは、それを感じられるようになったことを評価するとともに、ここで話していて、話したくないという感じがしないかを問うと、Aは、「自分で

も気付かなかったことに気付いたりして、最近生活の中でもイライラしてるなどか思うときあって。前はそういうのがあっても感じなかったこと多かったと思うんで」と答えた。Thはそれを受けて、Aは率直に自分の考えや気持ちを語ったことを評価した。Aは、「(Thに)言われると、面接が嫌とか、そういう感じあるのかもって思いました」と述べた。

第7回 (200X + 1年2月24日)

時間通り来所。「やっぱり、自分の中に抵抗する気持ちあるなと思いました」、「(事件を)忘れない気持ちがあるが、忘れちゃいけないという気持ちもある」と思ったと報告する。

<事件の後、事件のときと似た気持ちになったことがあるか?>と尋ねてみたところ、「あります」と答えた。「胸の辺りがもやもやと言うか、何かある感じ。いろいろ混じっている感じがしたという。それはいつ頃かを尋ねると、「思い出せません」と言う。そんなはずはなかろうと突っ込むが、「ここ半年くらいの間」とあいまいに答えるだけで、あとは「分からない」と答えるばかりであった。そこで、そのきっかけを尋ねると、「会社で嫌なことがあった。それで、彼女とけんかになってしまった」、「イライラするというか。家に帰ってから、ちょっとしたことで親に注意されて、怒鳴る感じで言い返したりもした」と答えた。職場での怒りを女性にぶつけたという点で性非行に通ずる行動と思われたので、二つの出来事の間隔を尋ねたが、「会社でのことがあったから彼女とぶつかったわけではない」とAは強調した。恋人とのけんかは、「(電話で)かなり激しく言いました。かなり大きな声で言っていたみたい。自分が分からなくなっていたみたいで、電話の後に壁を殴ってしまった。母親にうるさいって言われて、我に返りました」と言う。

素直に怒りが語られたので、<最初の風呂の事件のとき、イライラしていた?>と事件とつなげてみると、「はい。そういうのありました。友達のこと。で、(高校に)入学したてで、知ってる人がいなくて」と素直に答えた。<窓から見せたときもそういうのがあったのかな?>と尋ねると、「たぶん、友達のこと。よく覚えてないけど」と答えた。

ここで突然、「思い出しました。1月か、年の終わりころです」と、先に話していた、“事件時と似た気持ちになったとき”の話題へ飛んだ。しかし、その後、怒りと性非行との関連についてなど尋ねても、「特にない」といった反応ばかりであった。

第8回 (200X + 1年3月25日)

3月11日の面接日をすっばかす。連絡がないので、保護観察官から本人に連絡を取ってもらったところ、本人から電話があり、3月23日に面接日を設定した。しかし当日、都合が悪くなったという電話があった。そこで、面接を3月25日に再度変更した。

25日は時間通りに来所。無断キャンセルについて尋ねると、「忘れてました」と苦笑を浮かべながら答えた。保護観察所から電話をもらったときに気づいたと言う。Thは、そんなはずはないだろうと思ったので、そう伝えたと、「そうですね。言い訳になるかもしれないんですけど、仕事が忙しくて」と、面接日を覚えていたことを、あっさり認めた。サボりたい気持ちがあったのではと尋ねたが、「来たくないというのはないです」と答えた。

<今年の頭頃、事件のときと似た気持ちになったが、事件は起こさなかった。何が違ったんだろう?>と尋ねると、「仕事をするようになって、がまんできるようになったのがあると思う。親に言われるが、前は、やりたいことがあると、何でもやってしまうところがあった」と言う。

今回は、性器を露出したくならなかったというので、どうしてだろうと問うと、考え込んだ後、「違うことかもしれないが、仕事をするようになって、いろいろ分かったことがあるんです」、「お金を稼ぐのは大変だとか」と答えた。Thは、<いや、社会人になるというのは、大きな変化だから、何かの影響があるのが自然だ>と伝えた。

最後にもう1回面接を実施することにした。Thが転勤しても保護観察中はカウンセリングを継続しなければならないことを伝え、①自分でカウンセラーを探す、②Thの後任と継続する、③別のところを紹介する、の3つの選択肢を示し、どれがいいかを尋ねた。Aは、Thの後任と会ってみて、合わなければ、別のところを紹介してもらいたい旨を述べた。

第9回（200X + 1年3月30日）

時間通りに来所。最終回ということで、第3回目の面接で本人の告白をThが抑えたときのことを取り上げ、<その後の話から、仕事の悩みだろうと思っていた>と伝えると、仕事がつらく、止めたいと思っていたことを、生き生きとした様子で語った。そのころは、胸がもわもわして、事件のときのような気持ちだったと言う。「母親に、仕事が合わないからやめたいと相談すると、一年も経っていないのに、合うとか合わないとかいうものじゃないと言われた」、「それで頑張ってみようかなと思った」と言う。「それが、去年の11月か12月ころで、（事件のときと同じ気持ちになった）1回目」、「2回目は、恋人とけんかしたとき。そういう気持ちになったのは、面接を始めてから2回あった」と言う。

「事件の前は、周囲に悩みを相談してない。あまり相談とかしない。人付き合い得意な方じゃない」など述べるので、<そう考えると、仕事は、強制的にそういう人のトレーニングしていることになるんじゃないかな。それが、仕事していたことが、事件のときと違うということになるのでは>と投げかけてみると、はっとした表情で、「そういう気がしますね。当たってる気がします」と答えた。最後に互いに礼を言って終了した。

5 考察

（1）治療構造の維持について

一般に、非行少年の治療教育については、彼らが治療意欲が乏しいことや、行動化傾向が強いことなどから、法的な強制力を利用することが必要とされる（藤岡、2006；藤掛、2002；黒川、2002）。また、このように対象者の治療動機が乏しい非行・犯罪臨床においては、最初は強制力を用いるが、面接を継続するうちに、本人の内発的な動機づけが高まっていくという過程を経ることが望ましいとされる。

本事例においても、面接のキャンセル・変更が非常に多く、連絡が途絶えることもあったが、保護観察という法的な強制力によって、面接を継続することができた。逆にいえば、こうした強い枠組みがなければ、面接は中断してしまった可能性が高いと考えられ、非行・犯罪臨床における強制力の必要性が再確認されたといえよう。

面接が進む中、Aは、「再非行したくないので、カウンセリングを受けたい」という気持ちの裏に、「カウンセリングなど受けたくない」というもう一方の気持ちがあることに気づけているが、両方の気持ちを認め、悩んだ上で、「やはり自分は変わらなければならない」と本心から思うには至らなかったように思われる。Aがこうした葛藤を心に抱えられるよう

になるまでは、かなりの人格的成長が必要と感じられた。

(2) 性非行の治療教育の観点からの評価

本事例の過程を、先に述べた藤岡（2006）の、性暴力加害者に対する治療・教育の主要な構成要素である、①加害行為に対する責任を負わせる、②被害者への共感を育てる、③再犯防止教育の3点から検討してみたい。

まず、①については、ほとんど扱うことができなかった。面接の中で「事件に対する責任」を、うまく題材に取り上げるきっかけをつかめないままに、本人が述べる表面的な反省以上には、責任に関する意識は深めることができなかった。

②については、これまで気づくことができなかったストレスを同定することができるようになるなど、被害者への共感を育てるための最初の段階であるとされる、自己の感情や心身の状態への気づきを促すことについては、ある程度達成できたと考えられる。また、自己の心身の状態への気づきが進むにつれて、非行時の自己の気持ちなども語るようになるようになっており、とても興味深く思われる。

性犯罪者は、何らかの理由によって自由な感情表現（特に否定的な感情表現）をしてこなかった過去を持っているため、自分が何を感じているのかが分からなくなっており、他人の気持ちなど分からなくなっていることが多いとされる（藤岡、2006）。しかし、被害者への共感を高めるためのプログラムにおいては、加害者自身の感情や心身の状態への気づきを高める働きかけを行い、そこで気づいたことが被害者においても起こっていることを理解させていくことが有効な手段の一つであるとされ（例えば、藤岡、2006；Ryan & Lane, 1997）、まずは性暴力加害者が自らの感情や心身の状態に心理的に開かれていくことが不可欠である。

本事例の場合、こうした治療の最初の段階をある程度達成できたと考えられ、次は、その自己の気持ちを鏡として、自己の被害者が感じたであろう苦痛や恐怖を理解させていくことが課題となると考えられる。

③について、②の過程を通じて、自分が性非行をしたときの心理的状态を以前よりも明確化できるようになっていることから、自分が再非行に陥りやすい状況を同定していくための下地ができつつある段階であると考えられる。以後は、自己の非行の再発の「芽」に気づき、それを適切に処理し、非行にまで至らないようにするためのスキルを学習させることが目標とされるだろう。

(3) 本事例の反省と今後の改善点について

本事例を通じて、いわゆるカウンセリング的なかわり方だけでは、性非行の治療教育に必要なすべての領域をカバーすることは難しいことが強く実感された。カウンセリング的なかわり方は、プログラムの手法では得られない細やかなケアができるという長所がある一方、基本的には対象者の心の動きに合わせていくことが多いので、あらかじめ決められた一定の範囲をもれなくカバーすることは困難と思われるからである。例えば、(2)で述べたことに加えて、本事例の場合、本人の心身の状態等への気づきを中心に面接を進めたため、本人の認知のゆがみをあまり扱うことができなかった。こうした欠点を補うには、より教育・学習という視点を取り入れ、性非行を対象としたテキストやワークブックなどを併

用し、家庭学習の課題を与えることなどで、ある程度は改善することができると考えられる（例えば、藤岡、2006）。

最後に、個人療法とグループ療法の問題について述べたい。性非行の治療においては、個人療法よりはグループが第一選択肢とされる（藤岡、2006, p.121）。これは、「グループは本人のペースに応じた主体的な変化を支えることができることや、多くの性暴力者にとって必要なコミュニケーションの訓練にもなる」からである（藤岡、2006, p.121）。しかし、我が国の現状では、例外はあるものの（例えば、浅野他、2009）、社会内処遇においてグループを行うことは困難な場合が多い。本事例の場合も、個人療法で実施したが、もしもグループで行うことが可能であれば、本人にばかり焦点が当たることがなくなるという点で、治療者も本人ももう少し気持ちの余裕を持って面接に臨めたのではないかと思われる。

こうした問題点については、先に述べたようにワークブック等の教材を導入することや、指導者を複数にするなど、何らかの形で第三者の視点を取り入れることで、ある程度は対処できるのではないかと考えられる。この点に関して、本事例は、保護観察官に面接内容を明かさないとという枠組みで実施したが、あらためて考えてみると、治療者と保護観察官は（Aに告げた上で）たがいの面接の内容を共有しながら、それぞれの立場から本人に働き掛けていった方が有効だったのではないかと思う。

なお、本事例は、筆者の転勤により、治療途中でいったん終結となり、筆者には心残りとなる事例であった。ただし、その後、伝え聞くところによれば、Aは、筆者の後任と面接を続け、無事に保護観察を終了した由である。

<付記>

本事例は、日本犯罪心理学会第42回大会で発表したものに、加筆・修正したものです。この事例のスーパービジョンをしていただきました溝口純二先生に心より感謝申し上げます。

(文献)

- 1) 浅野恭子、葛原昌司、藤岡淳子、野坂祐子、奥野美和子、保原智子、中島敦、丸山奈緒 2009 性問題行動のある子供たちへの集団療法(1) 心理臨床学会第28回秋季大会発表論文集 P.42
- 2) 藤掛明 2002 非行カウンセリング入門 金剛出版
- 3) 藤岡淳子 2006 性暴力の理解と治療教育 誠信書房
- 4) 針間克己 2001 性非行少年の心理療法 有斐閣選書
- 5) Knop, F. H., Freeman-Longo, R. & Lane, S. 1997 Program Development. In Juvenile sexual offending. (Eds.) Ryan, G. & Lane, S. Jossey-Bass Publishers
- 6) 黒川昭登、上田三枝子 2002 少年非行とカウンセリング 朱鷺書房
- 7) 奥田眞 2006 集団指導(問題群別指導)と個別指導(非行態様別クリティカル・パス)の効果的な在り方について 矯正教育研究第51巻P44-50
- 8) Perry, G. P. & Orchard, J. 1991 Assessment & treatment of adolescent sex offenders. Professional Resource Press
- 9) Ross, J. 1994 The continuum of sexual aggression. アメリカ心理学会第105回大会配布資料 (藤岡淳子(2006)より引用)
- 10) Ryan, G. & Lane, S. 1997 Integrating theory and method. In Juvenile sexual offending. (Eds.) Ryan, G. & Lane, S. Jossey-Bass Publishers
- 11) 作田明 2006 性犯罪の心理 河出書房新社

- 12) 柳下明、西村好司、池田雅彦、岸井篤史、駒野司 2004 帯広少年院におけるしよく罪指導について 矯正教育研究第49巻 P19 - 25